

別表1 障害福祉事業所等に対するサービス継続支援事業

基準単価（単位：千円、1事業所または1定員当たり）

助成対象事業所・施設		(1) 障害福祉サービスを円滑に継続するための対応	(2) 災害備蓄等への対応
事業所・施設等の種別（※1）		気候変動の影響による猛暑などの困難な事態においても障害福祉サービスを継続するための対策に費用を支出した事業所・施設等	災害発生時にサービス提供体制を維持するために必要な設備・物品等を整備するために費用を支出した事業所・施設等
通所系	療養介護		200 /事業所
	生活介護		200 /事業所
	自立訓練（機能訓練）		200 /事業所
	自立訓練（生活訓練）		200 /事業所
	就労選択支援		200 /事業所
	就労移行支援		200 /事業所
	就労継続支援A型		200 /事業所
	就労継続支援B型		200 /事業所
	就労定着支援		200 /事業所
	自立生活援助		200 /事業所
	児童発達支援		200 /事業所
	医療型児童発達支援		200 /事業所
放課後等デイサービス		200 /事業所	
短期入所	短期入所		6 /定員
入所・居住系	施設入所支援		6 /定員
	共同生活援助（介護サービス包括型）		6 /定員
	共同生活援助（日中サービス支援型）		6 /定員
	共同生活援助（外部サービス利用型）		6 /定員
	福祉型障害児入所施設		6 /定員
医療型障害児入所施設		6 /定員	
訪問系	居宅介護		200 /事業所
	重度訪問介護		200 /事業所
	同行支援		200 /事業所
	行動支援		200 /事業所
	居宅訪問型児童発達支援		200 /事業所
保育所等訪問支援		200 /事業所	
相談系	計画相談支援		200 /事業所
	地域移行支援		200 /事業所
	地域定着支援		200 /事業所
	障害児相談支援		200 /事業所
対象経費	<p>【訪問系、通所系、相談系】</p> <p>ア. 燃料費、有料道路通行料</p> <p>イ. ネットクーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッチ、冷感（防寒）ポンチョ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品</p> <p>【入所・居住系、通所系、短期入所系】</p> <p>ウ. 光熱水費、燃料費</p> <p>エ. 業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター</p> <p>※なお、消費税額及び地方消費税額は含まないものとする。</p>	<p>【入所・居住系、訪問系、通所系、短期入所系、相談系】</p> <p>ア. 飲料水、食料品</p> <p>イ. ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池</p> <p>ウ. 衛生用品、医療用品</p> <p>エ. 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ</p> <p>※なお、消費税額及び地方消費税額は含まないものとする。</p>	
助成額	<p>・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>・基準単価を超えない範囲で、1事業所・施設に（1）と（2）の両方を助成することができる。</p> <p>・1事業所・施設当たり1回まで助成することができる。</p>		

※1 短期入所、施設入所支援、共同生活援助（介護サービス包括型）、共同生活援助（日中サービス支援型）、共同生活援助（外部サービス利用型）、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の定員数は、令和7年4月1日時点の定員により判断すること。令和7年4月2日以降に開設した施設等における定員は新規開設時の定員で判断するものとする。

事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中の事業者が事業再開した場合にも助成対象とする。

地域生活支援事業は助成対象に含まない。